令和8年9月30日　公表

第3回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
1	金抜き設計書 （管路施設ストックマネジメント計画策定業務）	7～27	計画策定面積の数量補正	要求水準書では、ストックマネジメント計画策定の予定数量が2,081.76ha／業務とされています。一方、金抜き設計書では、施設情報の収集・整理、施設管理の目標設定、長期的な改築事業のシナリオ設定、点検・調査計画の策定及び照査が「500ha当たり、1業務」とされています。金抜き設計書の積算において、2,081.76haに対応する数量補正又は全体割増が適用されているとの理解でよろしいでしょうか。適用している場合は、その算定方法をご教示ください。	お見込みのとおりです。なお、算定方法は令和8年度下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人　日本下水道協会）によります。
2	金抜き設計書 （管路施設ストックマネジメント計画策定業務）	24～25	修繕・改築計画の数量	要求水準書では、修繕・改築計画の策定は第1回及び第2回について各10km／業務、合計20kmとされています。一方、金抜き設計書では「20km当たり」と記載されていますが、業務数量が明示されておりません。 当該積算について、①第1回及び第2回の合計20kmを1業務として計上しているのか、②各回10kmを1業務とし、対象延長10kmの補正を適用したうえで2業務を計上しているのか、適用している業務数量、対象延長及び補正方法をご教示ください。 　また、いずれの場合も、第1回及び第2回の各回に必要となる一連の作業がそれぞれ見込まれているとの理解でよろしいでしょうか。	積算方法は、②のとおりであり、各回に必要となる一連の作業をそれぞれ見込んでいます。なお、適用している業務数量等は、要求水準書および令和8年度下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人　日本下水道協会）によります。
3	金抜き設計書 （管路施設ストックマネジメント計画策定業務）	30～34	設計協議回数	要求水準書別紙6では、設計協議は初回1回、中間3回、最終1回とされています。金抜き設計書の設計協議についても、この回数を計上しているとの理解でよろしいでしょうか。また、この回数は第1回及び第2回の計画策定業務ごとに計上されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	金抜き設計書 （管路施設ストックマネジメント計画策定業務）	4～34	要求水準書記載項目の計上先	要求水準書別紙6に示される現地踏査、管理方法・改築条件の設定、環境区分の設定、点検・調査における単位・項目の検討及び関係機関への説明資料作成等は、金抜き設計書の各上位項目に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。 及び、リスクの特定、被害規模・発生確率の検討、リスク評価の上位項目（リスクの評価）は金抜き設計書には未記載ですが、含まれている場合は、先述の項目も含め、各作業がどの積算項目に含まれているかをご教示ください。	金抜き設計書は、要求水準として求める内容を踏まえた見積参考図書になります。なお、各作業が含まれる項目を詳細に公表する予定はありません。 提案者は、適正な提案価格を算定するための参考資料として金抜き設計書を活用し、要求水準として求められる内容を踏まえて、提案上限価格を上限にご提案ください。
5	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	4～30	設計延長及び業務回数の反映	要求水準書では、管渠改築実施設計は第1回250m、第2回250mとされています。金抜き設計書の資料収集、既設管調査、現場環境調査、設計計画、各種計算、耐震設計、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成及び設計協議は、各回250mを対象として2回実施することを前提に積算されているとの理解でよろしいでしょうか。各項目に適用している延長補正及び回数をご教示ください。	お見込みのとおりです。なお、算定方法は令和8年度下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人　日本下水道協会）によります。
6	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	29～30	設計協議回数	金抜き設計書では、管路施設改築設計業務の設計協議は中間打合せ3回とされていますが、初回打合せ及び最終打合せは当該項目に含まれているのでしょうか。また、中間打合せ3回は、第1回及び第2回の各業務についてそれぞれ3回を計上し、1式あたり２業務で計上しているとの理解でよろしいでしょうか。	設計協議は、計5回の打合せ（初回打合、中間打合せ3回、最終打合せ）を第1回および第2回の業務にそれぞれ計上しています。
7	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	31～37	既設管劣化度調査の数量	金抜き設計書では、中性化試験工及び圧縮強度試験工の現場作業が各7箇所、鉄筋腐食試験工の現場作業が5箇所である一方、各報告書作成が30箇所とされています。各「箇所」が示す対象単位及び数量の算定根拠をご教示ください。また、要求水準書に示される既設管劣化度調査10箇所／回との対応関係をご教示ください。	金抜き設計書におけるご指摘の箇所数は、管口1箇所あたりの施工単価を算出するための標準作業量となり、算定根拠は、下水道管路管理積算資料2023（公益社団法人　日本下水道管理管路業協会）によります。なお、要求水準書に示す数量は、上下流管口2箇所×5スパン＝10箇所を想定しています。
8	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	7、41	交通誘導員Bの単位	要求水準書別紙2では交通誘導員Bが第1回15人、第2回15人とされていますが、金抜き設計書では合計30人日とされています。要求水準書の「人」は「人日」を意味し、各回15人日を計上したものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	38～40	管きょ換気工	既設管劣化度調査における管きょ換気工について、金抜き設計書に計上している日数及びその算定根拠をご教示ください。また、対象箇所の現場条件により換気日数が増加した場合は、精算数量又はサービス対価の変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	算定根拠は、下水道管路管理積算資料2023（公益社団法人　日本下水道管理管路業協会）により、日数を公表する予定はありません。また、管きょ換気工の数量は、精算対象である「既設管劣化度調査箇所数」に基づき計上しており、管きょ換気工のみの数量増減による精算およびサービス対価の変更は想定していません。 なお、優先交渉者決定後の契約前協議において、変更対象となる業務およびその取扱いを整理し、協議結果に応じて変更します。ただし、提案価格を超える変更は認めません。また、契約後の数量変更についても同様に、協議結果に応じて変更します。
10	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	4～30	未表示作業の計上先	要求水準書に定める積算資料とりまとめ、特殊歩掛・単価に係る見積収集、金抜き設計書作成及び関係機関への説明資料作成は、金抜き設計書のどの項目に含まれているのでしょうか。また、関係機関からの追加要請により協議資料の作成回数又は作業量が当初想定を超える場合は、変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。また、関係機関への説明資料作成は、精算対象である「管渠改築実施設計（φ800㎜以上）数量」に基づき計上しており、関係機関への説明資料作成のみの数量増減による精算およびサービス対価の変更は想定していません。 なお、優先交渉者決定後の契約前協議において、変更対象となる業務およびその取扱いを整理し、協議結果に応じて変更します。ただし、提案価格を超える変更は認めません。また、契約後の数量変更についても同様に、協議結果に応じて変更します。
11	金抜き設計書 （管路施設改築設計業務）	31～41	工事積算項目の混在	管路施設改築設計業務の金抜き設計書では、既設管劣化度調査及び安全費として、測量技師・測量技師補・測量助手・測量補助員、トラック、ライトバン、さく岩機、鉄筋探査機、止水セメント、管きょ換気工、交通誘導警備員等が計上されており、設計業務委託の積算項目と現場作業又は工事積算に用いる項目が混在しているように見受けられます。これらの項目を含む管路施設改築設計業務のサービス対価について、適用する積算基準、経費体系及び各項目の積算上の区分をご教示ください。また、現場作業に係る費用についても、設計業務委託の諸経費体系により算定するとの理解でよろしいでしょうか。	積算基準は、令和8年度下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人　日本下水道協会）および下水道管路管理積算資料2023（公益社団法人　日本下水道管理管路業協会）によります。なお、諸経費体系および区分はそれぞれ、委託業務、一般建設コンサルとしており、委託業務の諸経費体系により算定するとの理解で問題ありません。

令和8年9月30日　公表

第3回質問回答

No.	資料名	頁	項目名	質問事項	回答
12	第2回質問回答書	1	提案価格を超える変更の取扱い	第2回質問回答No.12では「提案価格を超える変更は認めません」と回答されています。一方、同回答No.5及びNo.6では、局の指示又は協議により対象数量、対象範囲、要求水準その他の業務数量に変更が生じた場合、サービス対価の変更対象とされています。局の指示又は協議、貸与資料の不備・不整合、法令改正、関係機関からの追加要請その他事業者の責によらない事由により、提案時に想定していない業務又は数量増加が生じた場合は、提案価格を超えるサービス対価の変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書	14	採水・採泥作業	要求水準書の４１Pの別紙７汚泥分析項目一覧は、3か月に1回採水する分析と一緒の項目との認識でよろしいでしょうか。	採水・採泥作業は、局が指定する流域下水道マンホール内において採水・採泥を行い、採取した試料を局の指定する業者へ提供する業務となり、分析作業の必要はありません。
14	第2回質問書回答書	3	保険の付保等	回答として「付保する保険については提案によります。リスクアセスメント等により本事業のリスクをカバーできる保険をご提案ください。なお、提案される保険は優先交渉権者選定基準にて評価の対象となります。」と記載されていますが、今後起こりえるリスク全体が不明で、どの程度の保険に加入しなくてはいけないか判断しかねます、一定の基準があればお示ししていただきたい。	本事業において事業者が負担する第三者賠償リスクは、リスク分担に示すとおりであり、事業者は業務を遂行する上で生じる可能性のある損害を想定し、付保する保険をご提案ください。提案のあった保険内容は、事業者選定後の協議事項とします。なお、リスク分担に関する補足となりますが、事業者が実施した業務について、要求水準に従い実施されたことが確認された後に生じた老朽化・経年劣化に係るリスク（損害）については、事業者にリスク負担を求めません。 また、局が加入する下水道賠償責任保険の補償額を参考までにお示しします。事故身体賠償額が1名につき3,000万円・1事故につき1億円、財物賠償が1事故につき2,000万円となっています。これは局が管理する下水道施設において、設置または管理の瑕疵により生じた偶然な事故に起因して第三者に損害を与えた場合に補償されるものであり、本事業において想定される局のリスク負担の保険としても適用されるものとなります。なお、本提案においては必ずしも上記に示した補償額以上の保険の付保を求めるものではありません。
15	優先交渉権者選定基準	4	地域貢献（地元企業等の活用）	地域貢献における評価対象の優先度は伊丹市・阪神間・兵庫県内で良かったでしょうか？地域貢献については兵庫県内、地域経済への貢献については伊丹市内という考え方でよろしいでしょうか？地域経済の場合、伊丹市以外で提案しても意味がないと思われるのですが考え方をご教示いただけないでしょうか？	地域貢献については、代表企業・構成企業の本社、支店、営業所等の所在地が伊丹市内または兵庫県内であることを評価します。また、地域経済への貢献については、伊丹市内への経済波及効果を含め提案内容を踏まえて審査します。